

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月13日（金）15時00分から16時45分

2. 場 所 鹿児島合同庁舎 3階第2会議室

3. 出席者

（委員会）蔵元委員長、江口委員長代理、新西委員、田中委員

（総務省）川口鹿児島行政評価事務所長

（社会保険庁）川上鹿児島社会保険事務局総務課長

4. 主な議題

- (1) 川口鹿児島行政評価事務所長挨拶
- (2) 委員長互選
- (3) 委員長挨拶
- (4) 委員の自己紹介
- (5) 委員長代理の指名
- (6) 委員会の運営について（運営規則等）
- (7) 委員会の所掌事務、権限等について
- (8) 年金記録確認の手続等の概要について
- (9) その他

5. 会議経過

(1) 川口鹿児島事務所長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

委員の皆様には、お忙しい中、年金記録確認鹿児島地方第三者委員会の委員を快くお引き受けいただき、心から感謝、御礼申し上げます。

去る6月11日、総理から、「年金記録の確認について、御本人の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とする第三者委員会を総務省に設置をしていただきたい。この第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の信頼を回復するよう努めていくことが必要である。」との指示を受けた。

これを受けて、6月25日に第1回の中央第三者委員会が開かれ、以来、処理の基準となる基本方針等の策定に向けての検討が行われ、7月10日にこれが決定、公表された。

一方、地方第三者委員会は、国民の皆様方からの申立てについて、中央第三者委員会で策定された基本方針等に基づき、ご本人の立場に立った公正な判断を行い、あっせん案の作成を行うこととされている。

菅総務大臣の第1回中央第三者委員会での挨拶にもありましたとおり、判断が難しい事例も多いかと思うが、年金保険料を納められた方の視点に立って、まじめに年金保険料を払った方に対して給付がきちんと行われるよう御検討いただきたい。

また、申立てをされる方にとっては、ご自分の年金額に関わる重大事であり、この委員会の役割は

極めて重いと感じている。

委員の皆様には、この重い任務に対する御協力に改めて感謝申し上げるとともに、今後、活発な審議をお願いしたい。

(2) 蔵元委員が委員長に互選された。

(3) 委員会の運営について、以下のように決定した。

- ・ 委員長の指名により、江口委員が委員長代理に指名された。
- ・ 委員会の運営規則が事務局から説明され、了承された。

この中で、本委員会は個人情報も多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。

- ・ 委員会での配布資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。

また、基本方針についての説明を行い、蔵元委員長から、個別の申立てにあった際には、この方針を踏まえつつ、審議、決定していくこととなるので、基本方針を委員間で共有していきたいとの発言があった。

(4) 鹿児島社会保険事務局から、年金記録確認の手続、鹿児島県内社会保険事務所における窓口相談者の来訪状況、社会保険庁の年金記録審査チームに提出された再調査依頼案件等について説明があった。

説明後、鹿児島県内では第三者委員会への申立てがなされる可能性のある案件はどれくらいあるのか、との質問があり、全く見込みは立たない旨の回答があった。また、蔵元委員長が、第三者委員会業務への協力を要請した。

(5) 次回開催日は、7月17日（火）からの受付状況を勘案して、調整して決定することとなった。

文責：委員会事務局  
後日修正の可能性あり

